

# 大学の国際化と外国人教員

——国公立大学における定住外国人

教員採用問題を中心にして——

呉 满

## 目 次

- 1はじめ
  - 2定住外国人の形成過程
  - 3定住外国人教員任用運動の経緯
  - 4定住外国人教員任用運動の進展状況
  - 5国公立大学教員の任用状況
  - 6外国人教員任用法の内容と問題点
  - 7むすび
- [資料1] 文部大臣宛「国公立大学へのアジア人専任教員採用等に関する要請書」(75年10月2日、「大学教員懇」)
- [資料2] シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」京都集会の声明(77年5月29日)
- [資料3] 「国公立大学の外国人教員任用に関する特別措置法(案)に対する見解」(78年11月29日、「大学教員懇」)
- [資料4] シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」東京集会アピール(78年12月10日)
- [資料5] 「国公立大学外国人教員任用法案に関する見解」(79年1月30日、法学者25氏)
- [資料6] 「外国人教員問題について」(79年5月23日、公大協)
- [資料7] 「外国人の国公立大学専任教員任用について(見解)」(80年10月24日、日本学術会議)
- [資料8] 「東京大学において任用する外国人教員の任期に関する規則」(83年5月17日、東京大学)
- [資料9] 「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」(82年9月1日、法律89号)

## 1 はじめに

国際化が叫ばれる日本社会において、眞の意味における国際化とは何か、問  
い直す時期にきている。特に、国内社会の国際化、あるいは“心”の国際化は  
どうあるべきか。とりわけ大学の国際化と国内の少數者である定住外国人との  
関係においてどうなのか、を考えることは人権保障と生活権の国際化と深い関  
わりがある。

『最近、日本政府は外国人に国公立大学の教授への道を開こうと、文部省は  
この通常国会に「国公立大の任用に関する特別措置法案」を提出する方針を固  
めた。学長や学部長などの管理職ポストの登用は認めないものの、正式の教授会  
会メンバーとし、できるだけ制約を加えない考えだ。しかし、文部省方針に対  
して、内閣法制局は「わが国の公務員制度の下では、日本国籍を有することが  
必要」と難色を示しているため、手続きとしては超党派の議員立法になる可能  
<sup>1)</sup>性が強い』

このことについて、ある者は遅きに失したがともかく一步前進とするだろ  
う。また、ある者は、このような法律がなくとも、現行の法体系のもとでも外  
国人教員の任用は可能であるはずだと言うであろう。また、ある者は、伝えら  
れる法律の内容には問題があり、それをそのまま法制化することは害があって  
益が少ないと主張するかも知れない。事実、このような法案が成立しても、日  
本人大学教員の意識の変化がなければ外国人で実際に任用される者は極めて限  
定されると予想される。

今、そのいずれの主張が当を得ているか、あるいは何が重要であり、問題な  
のかを以下、本文にて述べていくことになるが、日本において教育の国際化が  
呼ばれている今日、次の2点だけは検討されてしかるべきであろう。

それは、第1に、旧来のような日本の大学の閉鎖性は打破されなければならない  
こと。第2には、定住外国人の大学教員任用問題はあらゆる角度から検討  
されなければならないことである。

本論文は以上の2点を前提にして既発表の論文、論評、提言などを参考とし  
た。特に、単行本として出版された『大学の国際化と外国人教員』<sup>2)</sup>を大いに参

照したことをお書きしておきたい。

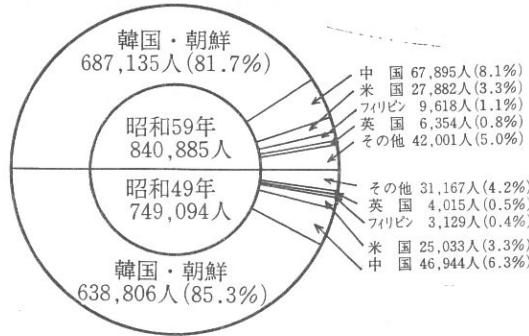
なお、本稿でいう「定住外国人」(Permanent residents) の意味する概念は、「日本で生まれて引き続き居住中の外国人、敗戦前から日本に居住を余儀なくされた韓国・朝鮮人および中国人らとその子孫、および戦後入国外国人のうち、就職ビザなどによる在日居住歴3年以上の者で日本に生活の根拠地をもち、日本人と同様に納税の義務を負う者である、と規定したい」に依る。<sup>3)</sup>

## 2 定住外国人の形成過程

本論における問題を考察する時、日本の社会に存在する定住外国人の形成過程をぬきにしては理解しがたい。したがって、以下にそのことについて述べることになるが、その前に、日本には現在どれほどの外国人が居住しているのか概観してみようと思う。

日本に在留する外国人の実態は、昭和60年版「在留外国人統計」(59年12月末日現在の外国人登録記録)によると、次のとおりである。

<図1> 国籍別外国人登録者数



\* 『昭和61年度版 出入国管理——変貌する国際環境の中で——』  
法務省入国管理局編、大蔵省印刷局、昭和62年3月20日、78ページより抜粋。

国籍別では韓国・朝鮮人が68万7千人で全在留外国人の81.7%を占め、次い

で中国人が6万8千人(8.1%)、アメリカ人が2万8千人(3.3%)、フィリピン人が1万人(1.1%)、イギリス人が6千人(0.8%)の順となっている。これら以外の国は、136カ国(無国籍を含む)に及んでいるが、すべてを合わせても4万2千人(5%)にすぎない。これを昭和49年と比較すると、韓国・朝鮮人は実人員で4万8千人増加しているが、全体の構成比ではむしろ85.3%から81.7%へと後退している。他方、中国人は2万1千人の増加で、構成比も6.3%から8.1%へと伸びを示している。

また、これを地域別に見ると、アジア州が78万2千人で全体の93%を占め、次いで北アメリカ州が3万人(3.7%)、ヨーロッパ州が1万9千人(2.2%)の順となっている。

在留目的(在留資格)別に見ると戦前から日本に在留している韓国・朝鮮人や中国(台灣)人とその子孫などのいわゆる定住外国人が67万人と最も多く、全体の79.7%を占めている。これを昭和49年と比較すると、実人数では3万人(4.8%)増加しているが、構成比ではむしろ5.7%減で8割を割ったことが注目される。

定住外国人の中で永住の在留資格を付与されているものが26万2千人おり、昭和49年の1万1千人に比べ23.5倍と激増しているが、これは昭和56年の法改正(法律第85号、昭和57年1月1日施行)により57年から特例永住許可および簡易永住許可の両制度が設けられたことによるもので、その結果、特例永住許可の対象である法126-2-6該当者および在留資格4-1-16-2を付与されている者が昭和49年の28万6千人から5万8千人に激減している。結局、法改正により永住者が10年間で23.5倍に増えたことになる。

特に、日本の大学等で教職に就いている招へい教授(在留資格4-1-7を付与されている者)は1,007人で、10年前に比べ2.4倍、各種学校等で外国人教師として働いている者(同4-1-16-3を付与されている者)は、1,799人となっていることは注目されよう。

次に、永住許可とその特例措置について若干触れておきたいと思う。

最近の永住許可の状況を見ると、昭和55年には176件、56年には237件に過ぎなかったが、57年に2,945件に急増して以来、毎年3千~4千人台で推移して

## 大学の国際化と外国人教員（異）

&lt;表1&gt; 在留目的別外国人登録者数

在留目的（在留資格）		昭和59年 (人)	構成比 (%)	昭和49年 (人)	構成比 (%)	対昭和49 年の増加 (△は) (減少) (%)
総	数	840,885	100.0	749,094	100.0	12.3
	小計	670,141	79.7	639,550	85.4	4.8
定着居住者	協定永住	350,067	41.6	342,366	45.7	2.2
	4-1-14(永住)	261,948	31.2	11,151	1.5	2,249.1
	法126-2-6	41,803	5.0	160,522	21.4	△ 74.0
	4-1-16-2	16,323	1.9	125,511	16.8	△ 87.0
商 用	4-1-5	5,943	0.7	3,494	0.4	70.1
留 学 生	4-1-6	14,172	1.7	5,712	0.8	148.1
教 授	4-1-7	1,007	0.1	413	0.1	143.8
学術文化	4-1-8	1,207	0.1	549	0.1	119.9
興 行	4-1-9	7,346	0.9	2,035	0.3	261.0
宗 教	4-1-10	5,171	0.6	5,317	0.7	△ 2.7
報 道	4-1-11	238	0.0	160	0.0	48.8
技 術 提 供	4-1-12	13	0.0	32	0.0	△ 59.4
熟 練 労 働	4-1-13	1,366	0.2	660	0.1	107.0
被 扶 養 者	4-1-15	16,914	2.0	11,395	1.5	48.4
研 修	4-1-6の2	4,270	0.5			
日 本 人 の 配 偶 者 等	4-1-16-1	33,882	4.0			
短期滞在者	(観光) 4-1-4(商用) (その他)	4,217 458 1,446	0.5 0.1 0.2	7,724 35	1.0	△ 45.4
特定の在留資格者	(就職) (外国語教師) 4-1-16-3(就学) (商用) (その他)	3,004 1,799 3,522 1,377 61,921	0.4 0.2 0.4 0.2 7.4	68,658	9.2	4.3
一時庇護		920	0.1			
その他		551	0.1	3,360	0.4	

\* 『昭和61年度版 出入国管理——変貌する国際環境の中で——』80ページより抜粋。

## 大学の国際化と外国人教員（異）

いる。これは昭和56年の法改正（法律第85号、昭和57年1月1日施行）により、日本人、協定永住許可者、永住許可者または法126-2-6該当者の配偶者または子については、通常、永住許可を許可する場合に要求される「素行が善良であること」と「独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること」の2要件を緩和し、これに適合していなくても許可（簡易永住許可）できるように改めたことによるものである。

＜表2＞ 年別永住許可件数

	昭55	56	57	58	59	60	61 (1~6月)
許可数	176	237	2,945 (1,945)	4,905 (3,957)	3,848 (2,906)	3,271 (2,182)	1,537 (893)

（注）（ ）内は、簡易永住許可を示す内数

＜表3＞ 年別・国籍別特例永住許可件数

	総数 [指數]	韓国・朝鮮	中國 (台湾)	その他	累計
昭57	182,398 [100]	178,050	4,168	180	182,398
58	36,943 [20]	36,141	755	47	219,341
59	20,843 [11]	20,389	421	33	240,184
60	15,094 [8]	14,796	278	20	255,278
61 (1~6月)	4,791	4,710	74	7	260,069

（注）特例永住許可是、法126-2-6該当者及びその子孫を対象とするもので、本来は韓国・朝鮮人及び中国（台湾）人のみのはずであるが、婚姻等により他の外国籍になっている場合にも対象とされるところから、「その他」も若干入っている。

\* 『昭和61年度出版 入国管理——変貌する国際環境の中で——』91ページより抜粋。

さて、日本に在留する外国人の実態はこのぐらいにして、それでは、なぜ、これほど多くの定住外国人が日本の社会に居住するに至ったのであろうか。

『日本帝国年鑑』（1906年）によれば、1885年（明治18年）に日本に住む韓国・朝鮮人はわずか1名だけであった。また、その後、1904年には在日外国人

総数105,497名中、227名にすぎなかった。続いて、日本の朝鮮植民地化の前年にあたる1909年（明治42年）には790名となった。彼らは主に商用や留学で渡日したと推定される。しかし、日本が朝鮮を完全に植民地にした1910年（明治43年）のいわゆる「日韓併合」以降、在日韓国・朝鮮人の数は急速に増加した。このことは大日本帝国による朝鮮統治の政策や中国大陆への侵略政策に依拠していることは歴史の証明するところである。

次に、日本の『内務省警保局調査』をもとに、在日韓国・朝鮮人が増加した時期を概観すると、次のとおりである。

第1期〔土地調査事業期〕（1910～1919）：約2万5千人増加

第2期〔産米増殖計画期〕（1920～1930）：約27万人増加

第3期〔中国大陆侵略期〕（1931～1938）：約50万人増加

第4期〔強制連行期〕（1939～1945）：約150万人増加

こうして、1945年の第2次世界大戦終結時までに236万人強の在日韓国・朝鮮人が形成されるに至った。日本の敗戦により、彼らは自民族の解放を迎へ、歓喜の中に約170万人から<sup>⑥</sup>190万人程度が本国に帰国したと言われている。

戦後、さまざまな事情により帰国せず日本に残留した韓国・朝鮮人、およびその子孫が既述の約69万人なのである。

日帝時代、韓国・朝鮮人は労働者としてばかりでなく、兵隊としても戦場に駆り立てられた。その数は、21万とも36万人余りとも言われている。異国の戦場で、何のうらみも関係もない國の人々と銃をまじえ殺し合わねばならなかつた彼らの心中は想像を絶するものがあったであろう。男子ばかりではない。婦女子もまた、日本軍兵士の性欲を満たすため慰安婦として多数動員されたのである。

このように、これら約69万人の歴史的背景を明確にすることは、今後の日本国や日本人が定住外国人を理解する上で極めて重要な意味をもつと考える。

それにしても、戦後、何故に彼らは日本に残留を余儀なくされたのであろうか。それは端的に言って、当時、経済的基盤が全く破壊された上に精神的支柱

を失していたことと、いずれ機会を見て帰国しようとしていたところへ、いわゆる「朝鮮動乱」が勃発し、祖国が分断され、帰るに帰れなくなってしまったことが主な原因だと考えられる。

ともあれ、先に見た形成過程でも解るように、在日韓国・朝鮮人はもともと本人の意思に反して日本に強制連行されたか、あるいは、日本の国策により生活の経済的基盤を失した人々とその子孫である。このことだけは決して忘れてはなるまい。なぜなら、在日韓国・朝鮮人が日本に定住するようになった歴史的事実と背景を無視しては、在日韓国・朝鮮人問題解決への糸口を見出しえないからである。

既に、日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人2世・3世代（在日韓国・朝鮮人総数の約85%強を占める）はほとんどこのまま将来も日本に定着していくものと考えられる。したがって、日本人自身も自国の歴史を理解し、单一民族国家観から多民族国家観への脱皮を図らねばならない。そうしてこそ、名実共に日本における「国際化社会」が実現されるのではなかろうか。

### 3 定住外国人教員任用運動の経緯

1972年10月28日に発足した在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会（以下、「大学教員懇」）は「日本の大学の専任教員として教鞭をとる同胞たちが相集い、ともに親睦を深め、相互に連繋を密にし、日本の社会で我々の果しうる役割があるとすれば、教員の立場で協力してそれを達成する」目的で、韓国・朝鮮籍の教員たちに広く呼びかけられて結成されたものである。

当初は「ムグンファ会」として発足したが、韓国・朝鮮人の権益擁護運動を展開するために名称の変更が必要となり、1974年8月、前記の名称に変更し、その後、世話人の呼称も代表幹事と変え、今日に至っている。

「大学教員懇」は、ほぼ3カ月に一度の例会を持ち、これまで種々の運動を行ってきたが、主題の中の“国公立大学における定住外国人教員採用問題”について、「大学教員懇」の会員に助教授に昇進できない「万年助手」がいたことが運動の動機となっている。これは、1974年5月の第5回例会において、「国連大学の批准と同胞の日本の大学の就職問題」として取り上げられたこと

に始まった。

周知のように、日本国はかねてより国連機関の日本誘致に熱意を示し、1億ドルの拠出や資本的経費の全額負担を申し出るなど、極めて積極的に対応した。そこには、自己本意の経済成長と国際的協調性の欠落を埋めようとする姿勢がうかがえたものである。しかし、定住外国人、とりわけ、その9割を占めるアジア人に対する差別と偏見の満ちた日本の社会で、「世界人権宣言」を支柱とする国連の精神を、一体どれほど汲みとることができ、国連大学ごときものを日本に誘致しようとするのか。さらには、日本に現存する知的低賃金労働者たる大学の「万年助手」の人権をどのように考えるのか、など定住外国人一般からみれば決して手放しで喜びうる誘致ではなかった。

しかしながら、一方では「国連大学施設の基本構想」の主旨に照らし、他方ではまた、①国連大学の研究教育ネットワークを通じて、新興地域の動向を看取るとともに、②日本国内の既存大学との提携を生かして、大学教育全体ないし日本文化の閉鎖性を打破する可能性があり、③アジア地域の事例研究によって、「明治以来の日本文化の欧米中心の事大主義の修正にも役立つ」とする考えに共鳴するところから、大学教員懇は、国連大学を誘致する気運に乗じて、定住外国人研究者の生活権を守る運動を始めることになったのである。<sup>7)</sup>

こうして、1974年8月に開かれた「大学教員懇」第6回例会において、「国連大学の日本設置と同胞の国公立大学就職差別問題」についての報告および討論ののち、国公立大学専任教員への就職打開運動の推進を決定したのである。

#### 4 定住外国人教員任用運動の進展状況

前述の第6回例会で決定された教員任用問題に関連して、1975年10月2日、「大学教員懇」代表幹事の徐龍達教授（桃山学院大学）が当時の永井文部大臣と会見し、「国公立大学へのアジア人専任教員採用等に関する要請書」を提出した。<sup>8)</sup>同日、岩間英太郎文部事務次官、井内慶太郎大学局長らとも会見し、東京外国語大学における朝鮮語学科の開設についても要請した。<sup>10)</sup>

また、前述の要請書の3項目のうち、特別助成については、日本私学振興財団の理事長らと会見し、交渉を続けた結果、1976年度からの私立大学特別助成

項目に、④韓国・朝鮮語などアジア諸国語教育、⑤外国人教員による教育の助成などを加えることに成功し、要請の一部は既に実現している。

また、1975年2月3日、公立大学協会会長らと会見、「在日韓国・朝鮮人の公立大学教員への就職差別撤廃等に関する要請書」<sup>11)</sup>を提出し懇談、その要請文は国立大学協会会長にも伝達された。その内容の骨子は次のとおりである。

- (1)国公立大学の専任教員に在日韓国・朝鮮人を登用しうる措置を講ずること
- (2)国公立大学への韓国・朝鮮学科の設置、および韓国・朝鮮語の第2外国語への加入を推進すること
- (3)国公立大学の専任教員に、他のアジア人を積極的に登用するとともに、アジア関係講座の開放を推進すること

であった。

ちなみに、これらの要請の結果、確かに国公立大学において朝鮮学科等の講座設置には成功したが、在日韓国・朝鮮人を登用しうる措置等は医学部などの自然科学分野に顕著な偏りが見られる。なお、このことについての詳細は後述する。

一方、1973年の国連大学の日本誘致とその基本構想（詳しくは『大学広報』第84号、1973年6月21日付）が話題になり、大学教員懇では定住外国人研究者の人権を守る運動に積極性が見られた。次いで、当時、大学教員懇の代表幹事であった徐龍達教授（桃山学院大）は75年10月、永井文部大臣と会見し、要請書を提出した（〔資料1〕参照）。

文部省への要請書〔資料1〕のうち、(2)、(3)項の特別助成については、徐教授が文部省、日本私学振興財団・時子山常三郎理事長らと会見、交渉し、永井文相の積極的な支援もあって1976年度から一部実現をみた。その結果、現在もアジアの言語、外国人教員の任用、留学生などに対する特別助成の恩恵に浴する私大が多いという。

1975年12月、公立大学協会および国立大学協会に対し、「在日韓国・朝鮮人の国公立大学教員への就職差別撤廃に関する要請書」を、また77年3月、日本学術会議に対し、「定住外国人科学者の処遇の改善（＝外国人科学者の市民権）に関する要請書」（大学教員懇）<sup>13)</sup>を提出した。これらの機関等の交渉の結

果、79年5月、「国公立大学において、外国人を講師以上の専任教員として採用することを一般的に排除すべき制度上の根拠は乏しい」とする公大協「外国人教員問題について」の見解を引きだすことができたのである。

また、1980年10月には、日本学術会議から外国人教授の任用は旧法令のもとで可能であるばかりか、学長、学部長など管理職への就任についても、「大学の自治の原則から……それぞれの大学の管理機関の自主的判断に委ねるべきであって、法令によってこれらを定めることはふさわしくない」とする「外国人の国公立大学専任教員任用について（見解）」<sup>14)</sup>を発表させることになったのである。

これら一連の交渉の前後、1977年5月と78年12月の2回、京都と東京において、「定住外国人の国公立大学教員任用問題」のシンポジウムが開催され、アピールを採択、小冊子『定住外国人と国公立大学——教員任用差別の撤廃を訴える』（〔資料2〕参照）4千冊を印刷して関係先へ配布された。

こうして、法学者や「大学教員懇」の見解・要請文が発表されるなど、さまざまなかたちで運動を深化、発展させ、文部省、国会議員、学術会議、国大協、公大協などの各層を動かした結果、ついに82年8月20日、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」（法律第89号、〔資料9〕参照、以下、外国人教員任用法）が成立、9月1日から公布・施行された。実に、運動開始以来、足かけ9年間の実績であった。

なお、これら一連の動きの中で「大学教員懇」の数年間にわたる運動が特定の政治目的でなかったことの証として、韓国・朝鮮双方の支援団体から文部大臣宛に、韓国・朝鮮人の国公立大学教員任用について要望書が提出されたことは特筆すべきことである。

すなわち、在日本大韓民国居留民団中央本部（曹寧柱団長）から（1978年12月8日付要望書）、また在日本朝鮮人科学者協会（崔俊河会長）・在日本朝鮮人医学協会（玄鐘完会長）から（1979年2月15日付要請文）それぞれこの運動に対する主張が公にされた。

「これは南北いずれも遅まきながら、この運動の意義を認めたことはなによりであり、また、このような南北同胞を含む人権闘争にこそ、具体的な統一の

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

広場・平和的な対話のマダン（広場）があると確信しているものである。京都と東京におけるシンポジウム、法学者達の見解発表・公大協見解の公表などを含めて、このような動きはまさに時宜を得たものであり、我々が目的達成への運動の深化・発展と解するゆえんである<sup>15)</sup>と、「大学教員懇」の代表幹事は述べている。

### 5 国公立大学教員の任用状況

過去、日本社会では一般に、国家公務員には外国人が任用されないと誤解があった。これに対して、「大学教員懇」の代表幹事であった徐教授は次のごとく述べている。

「これは旧憲法下の官吏概念が、国に対して無定量の忠勤義務を負うものとされていたことの惰性からであった。新憲法下の国家公務員制度のもとでは、公務員はこのような無定量の忠勤義務を負うものではなく、また従来の雇傭人のような単に経済的労力を給付するだけの者も含まれるなど、その概念が包摂する対象が多様化して、日本国籍をもたない者を一般職たる国家公務員に採用することを禁ずることができなくなった。このことは、1950年6月5日付の法曹会決議に明示されている。<sup>16)</sup>したがって、定住外国人の国立大学教員（一般職国家公務員）、公立学校教員（一般職地方公務員）などの任用事例は敗戦後から今日まで、かなりの数にのぼっている。これらの公務員任用が違法でないことは、前述の法曹会決議はもとより、①1945年5月26日付、自発第546号、外国人を県職員として採用することについて、愛知県知事宛、総理府自治課長の回答、②行政実例1952年7月3日付、地自公発第234号、職員任用上の疑義について、京都府知事公室長宛、地方自治庁公務員課長の回答、などに明示されている。

ところが、外国人の就官能力について、1953年3月25日付内閣法政局第1部長の見解（内閣総理大臣官房総務課長宛、日本国籍を喪失した場合の公務員の地位について）を受けて人事院事務総長が、『公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるた

めには、日本国籍を必要とする』との解釈が行われているとした（同年6月29日<sup>17)</sup>）。しかも、国公立大学の教授会は、国家意思の形成の場であるという解釈がなされ、その不当性を今日までだれひとり追求しなかったことから、教授会構成員としての助教授、教授に任用されなかったのである。つまり『国立大学も国の一機関であることを考えれば、外国人に大学を代表し、あるいは大学の意思形成に参加し、管理的責任を有する地位を取得せしめるることは認めがたい』<sup>18)</sup>という。ただし、助手は性質上、公権力の行使にたずさわる職員とは解しがたいところから、国立大学に、それこそ『万年助手』として沈没することになる。<sup>19)</sup>』

続いて、もう1つの問題、つまり、個人的な勤務契約による「外国人教員」の任用問題がある。前述の一般公務員（助手）は国家公務員法が準用されるのに対して、同法2条7項の「政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務契約」および国立学校設置法施行規則3条の2「国立大学長は文部大臣の承認をうけて、国家公務員法2条7項に規定する勤務の契約により、外国人を教授又は研究に従事させることができる」規定によって採用する「外国人教員」は、国家公務員法・教育公務員特例法などの適用がなく、民法・労働基準法の適用を受ける。彼らは1年毎の更改制で、外国人教師（常勤）、外国人講師（非常勤）、外国人研究員に区分されている。彼らは主として語学の教授目的に採用され、原則として専門科目は担当できないことになっている。「外国人教員」は1年毎の契約であるため、臨時職員という不安定な生活をおくっており、最近の事例では和歌山大学のジェラードさん（64歳）の「契約更新拒否事件」<sup>20)</sup>が注目をひいている。

ともあれ、「外国人教員任用法」の施行以来、外国人任用は一步前進した。既述のごとく公大協や日本学術会議の見解どおり、旧法令のもとででも外国人教員を採用することができたし、我々「大学教員懇」でも同じ見解に立っていた。要は、各国立大学の教授会の体質が開放的にならないかぎり、今後も自発的・積極的な採用は望みがたいと言える。国家権力や法の力によってしか開放的にならざるをえない歴史は、日本の「大学の自治」の限界を示していると言

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

&lt;表4&gt; 国立大学等外国人教員任用一覧（専任講師以上） 1986年5月16日現在

番号	機関名	氏 名	国 稷	職 名	発令日	任期
1	北 大	ハセガワ ツヨシ HASEGAWA TSUYOSHI	米 国	教授(スラブ研)	83. 9. 1	3年
2	豊橋技大	ヨツクラ ノブヒロ YOTSUKURA NOBUHIRO	米 国	教授(工学部)	85. 2. 18	3年
3	京都 大	ホール ジョージ ガーフィールド HALL GEORGE GARFIELD	英 国	教授(工学部)	83.10. 1	3年
4	東京 大	チエン ボール ヘンチツオ CHEN PAUL HENG-CHAO	米 国	教授(法医学部)	85. 4. 10	無
5	京都 大	スギウラ マサヒサ SUGIURA MASAHISA	米 国	教授(理学部) (併理学 部附属地磁気世界資料 解析センター長)	85. 9. 1	3年
6	愛媛 大	バラード ウィリアム ルイス BALLARD WILLIAM LEWIS	米 国	教授(法文学部)	85. 9. 4	3年
7	東京 大	安 乘 直 チャチップ ナートスピ	韓 国	教授(経済学部)	86. 3. 1	1年
8	東京 大	CHATTHIP NARTSUPHA	タ イ	教授(経済学部)	86. 4. 10	1年
9	京工 大	高 慧 勤 カーペンター ピクター リー	中 国	教授(工芸学部)	86. 5. 16	2年
10	弘前 大	CARPENTER VICTOR LEE	米 国	助教授(教養部)	84. 4. 1	3年
11	筑波 大	李 相 茂	韓 国	助教授(物理学系)	84. 4. 1	5年
12	筑波 大	朴 聖 雨	韓 国	助教授(教育学系)	84.10. 1	5年
13	東京 大	ゲラー ロバート ジェームス GELLER ROBERT JAMES	米 国	助教授(理学部)	84. 8. 16	無
14	東外 大	ゴードン ジャン ベーカー GORDON JAN BAKER	米 国	助教授(外国語学部)	84. 4. 1	3年
15	東外 大	ゴールドバーグ ハワード GOLDBERG HOWARD S	米 国	助教授(外国語学部)	84. 5. 1	3年
16	大阪 大	金 在 萬	朝 鮮	助教授(細胞工学セン ター)	84. 2. 16	3年
17	九州 大	ミヒエル ウォルフганグ MICHEL WOLFGANG	西 ドイツ	助教授(教養部)	84. 3. 16	無
18	高エネ研	オオスカ トキオ ケネス OHSKA TOKIO KENNETH	カ ナ ダ	助教授(物理研究系)	84. 1. 16	5年
19	民 博	周 達 生 ラドル ケネス	中 国	助教授(第一研究部)	83. 4. 1	8年
20	民 博	リチャード ルドレー ケネス RUDDLE KENNETH RICARD	英 国	助教授(第五研究部)	83. 4. 1	8年
21	千葉 大	ナギザデ モハマド NAGHIZADEH MOHAMMAD	イ ラ ン	助教授(法経学部)	85. 4. 1	3年
22	神戸 大	マルチュケ ハンス ペーター MARUTSCHKE HANS PETER	西 ドイツ	助教授(法学部)	85. 4. 1	3年
23	放送 セ	ティール ニコラス ジョン TEELE NICHOLAS JOHN	米 国	助教授(研究開発部)	85. 4. 25	5年
24	京都 大	ホリオカ チャールズ ユウジ HORIOKA CHARLES YUJI	米 国	助教授(経済学部)	85. 8. 1	3年
25	横国 大	モリヤマ アラン タケオ MORIYAMA ALAN TAEKO	米 国	助教授(経済学部)	85. 8. 1	3年
26	一橋 大	イルメラ ヒジヤ キルシユヌライト IRMELA H.-KIRSCHNEREIT	西 ドイツ	助教授(社会学部)	85.10.16	3年
27	東京 大	マキロイ ロバート スチュアート McILROY ROBERT STUART	米 国	助教授(教養学部)	86. 4. 1	2年
28	東工 大	ミツタニ マーガレット MITSUTANI MARGARET	米 国	助教授(工学部)	86. 4. 1	3年
29	東京 大	フリードマン ブルーレ FRIEDMANN BRUHL	西 ドイツ	講師(生産研)	85. 7. 1	1年
30	滋賀医大	朴 勻	朝 鮮	講師(医学部附属病院)	84. 2. 1	3年
31	愛媛 大	吳 聰 栄	中 国	講師(医学部附属病院)	84. 1. 1	3年
32	豊橋技大	朴 康 司	朝 鮮	講師(工学部)	85.10. 1	3年
33	筑波 大	ジエムス ウーラス ヒギンズ JAMES WALLACE HIGGINS	米 国	講師(電子情報工学系)	85.12.16	5年
34	香川 大	ラナデ R RAGHUNATH	イン ド	講師(経済学部)	85.10. 1	3年

## 大学の国際化と外国人教員（其）

えないだろうか。

＜表4＞に、最新の資料として、徐教授が文部省大臣官房人事課より入手した「国立大学等外国人教員任用一覧（専任講師以上）」を掲げておく。<sup>21)</sup>

＜表4＞によれば、1986年5月16日現在の現職34人が任用されていることになる。これを国籍別にみれば、アメリカ15人、韓国・朝鮮6人、西ドイツ4人、中国・台湾3人、イギリス2人、カナダ、イラン、タイ、インド各1人となっている。アメリカ国籍15人には、日系6人が含まれており、カナダ国籍の日系人を加えると、日系人が7人となることは注目に値すると言えよう。

また、同＜表4＞のうち、ゴチャック体で示された東京大学と九州大学の任用事例3件は、任期なしで日本人教員と全く平等に任用されている模範的な事例として注目できよう。

次に、徐教授が任意に調査した＜表5＞「公立大学外国人教員任用一覧表（専任講師以上）」によってその任用状況をみていくことにする。<sup>22)</sup>

＜表5＞ 公立大学外国人教員任用一覧表（専任講師以上）

番号	機関名	氏名	国籍	職名	専攻・担当	任期	発令日
1	大阪市立大	金 泳 鑄	韓国	教 授	経済開発論	3年	'85.4.1助教授 '86教授
2	大阪市立大	張 寛 正	中国	講 師	耳鼻咽喉科	無	'83.4.1発令 医学部
3	大阪女子大	ビリングズ・リー・フィリップ	イギリス	講 師	英 語	3年	'85.4.1発令 文学部
4	北九州大	王 德 新	中国	教 授	中 国 語	無	'67.4.助教授 '74.4.教授
5	九州歯科大	陳 昭 栄	中国	講 師	歯 放 射 線 学	ビザ期間	'79.7.発令
6	都立商科短大	ワダ・ジェイムズ・イクオ	アメリカ	助教授	英 語	無	'73.5.講師 '76.4.助教授
7	神戸商科大	リーダー・アン・ジョン	イギリス	助教授	英 語	無	'86.4.1.発令

徐教授によれば、公立大学の任用状況については文部省でも集約していないということであるので若干の調査洩れがあるかもしれないが、＜表5＞でおおよその任用状況を知ることができよう。ゴチャック体で示された任期なしの4人の事例について、徐教授は「これらは、外国人教員任用法の施行以前の任用2

大学の国際化と外国人教員（吳）

23) <表6> 外国人の国立大学等助手在職状況(1984年7月1日現在)

機関名	国籍	所属学科等
北海道大学	中國	教育学部発達心理学講座
ク	韓國	理学部地質学鉱物学科
ク		歯学部歯科矯正学講座
旭川医科大学		医学部附属病院歯科口腔外科
弘前大学		医学部第二内科学講座
東北大学		医学部附属病院産科婦人科
ク	フィリピン	歯学部歯学科
ク	朝鮮	歯学部附属病院第一保存科
ク		電気通信研究所真空電子装置研究部門
ク		医学部医学科
ク		医学部附属病院第二内科
ク	中國	◇ 産科婦人科
ク	韓國	科学計測研究所高温物理計測研究部門
山形大学	中國	工学部電子工学科
筑波大学	韓國	物理学系
群馬大学	イギリス	医学部附属病院輸血部
東京大学	韓國	医学部附属脳研究施設
ク	中	医学部附属病院小児科
ク		◇ 分院外科
ク		文学部中国哲学学科
ク	韓國	理学部地球物理学科
ク	オーストリア	理学部物理学科
ク	韓國	医科学研究所癌細胞学研究部門
ク		生産技術研究所応用超音波工学部門
ク	ネバール	◇ 交通制御工学部門
東京医科歯科大学	韓國	医学部附属病院神経内科
ク	マレーシア	◇ 産科婦人科
ク	中	◇ 麻酔科
新潟大学	朝鮮	歯学部口腔外科第二教室
金沢大学	中國	がん研究所薬理部門
山梨医科大学		医学部医学科
信州大学	朝鮮	医学部附属病院第三内科
浜松医科大学		医学部脳神経外科
ク	中	医学部産婦人科学講座
名古屋大学		法学部法律学科
ク	スリランカ	工学部金属学科
豊橋技術科学大学	韓國	工学部電子デバイス工学講座
三重大学		医学部附属病院第二内科

大学の国際化と外国人教員（異）

機関名	国籍	所属学科等
滋賀医科大学	韓国	医学部麻酔学講座
京都大学	カナダ	法学部政治史講座
〃	中国	法学部政治思想史講座
〃	チリ	薬学部製薬化学科放射性薬品化学講座
〃	韓国	結核胸部疾患研究所附属病院理学呼吸器
〃	中国	保健診療所歯科
大阪大学	韓国	工学部原子力工学科
〃	〃	工学部電気工学科
〃	朝鮮	工学部プロセス工学専攻
〃	韓国	工学部機械工学科
〃	〃	医学部細菌学教室
〃	中国	医学部環境医学教室
〃	韓国	医学部小児科学教室
〃	朝鮮	溶接工学研究所弾塑性学部門
〃	韓国	微生物病研究所附属菌株保存施設
奈良女子大学	朝鮮	文学部史学科
島根医科大学	中国	医学部附属病院第二内科
〃	朝鮮	〃 整形外科
岡山大学	中国	医学部医学科
〃	〃	〃
〃	〃	歯学部附属病院歯学科
広島大学	アメリカ	医学部総合薬学科
〃	韓国	医学部附属病院脳神経外科
〃	中国	原爆放射能医学研究所遺伝学・優生学研究部門
〃	アメリカ	大学教育研究センター
香川医科大学	韓国	医学部附属病院第二内科
愛媛大学	〃	医学部外科第二
高知医科大学	〃	医学部衛生学教室
九州大学	中国	医学部附属病院
〃	〃	〃
佐賀医科大学	韓国	医学部病理学講座
長崎大学	中国	医学部附属病院産科婦人科
〃	〃	歯学部口腔外科学第一講座
〃	〃	歯学部歯科保存学第一講座
大分医科大学	〃	医学部産科婦人科学講座
鹿児島大学	〃	歯学部歯学科歯科保存学講座
〃	韓国	医学部医学科内科学第一講座
高エネルギー物理	〃	放射光実験施設放射光光源研究所光源制御部門

## 大学の国際化と外国人教員（異）

人と、同法施行後であっても同法によらないで大学が独自で任用した1人、および任用法による任用1人の計4件である。一般に任用法による任用事例が、大学人の閉鎖的な法令解釈によって任期をつけているのに対し、同法によらない任用事例では、むしろ外国人研究者と大学の自治にとって、いかに望ましいあり方であるかがわかる。任用法に左右される大学人にありがちな「心のカベ」の撤去が望まれる。<sup>24)</sup>と述べている。

さらに、国立大学の外国人助手の任用状況をみることにしよう（＜表6＞）。

いずれも一般職国家公務員で、33機関76名である。これを国籍別に分類すると、韓国籍29人、朝鮮籍11人、合わせて40人が一番多く、次いで中国籍26人、アメリカ籍2人、フィリピン、ネパール、マレーシア、スリランカ、イギリス、オーストリア、チリ、ケニアがそれぞれ1人、合計76人となる。

次に、これらを専門別に大別すると、ほとんどが自然科学分野で占められており、社会科学分野に属する者は名古屋大学の中国人、京都大学のケニア人、中国人、各々1名ずつであり、人文科学分野に属する者は北海道大学の中国人1人、東京大学の中国人1人、奈良女子大学の朝鮮人1人、広島大学のアメリカ人1人の合計7人だけである。

＜表7＞ 国立大学の定住外国人助手任用の動向<sup>25)</sup>

1985年7月1日現在

年度	国籍	韓国・朝鮮	中 国	そ の 他	計	任用機関数
1977年	15人	13人	0人	28人	11大学等	
1978年	15ヶ	17ヶ	2ヶ	34ヶ	17ヶ	
1979年	27ヶ	12ヶ	4ヶ	43ヶ	24ヶ	
1980年	29ヶ	21ヶ	4ヶ	54ヶ	24ヶ	
1981年	30ヶ	13ヶ	6ヶ	49ヶ	26ヶ	
1982年	34ヶ	17ヶ	7ヶ	58ヶ	30ヶ	
1983年	40ヶ	25ヶ	6ヶ	71ヶ	34ヶ	
1984年	40ヶ	26ヶ	10ヶ	76ヶ	33ヶ	
1985年	41ヶ	32ヶ	9ヶ	82ヶ	33ヶ	

資料：文部省高等教育局より

次に、＜表6＞と＜表7＞を比較してみると、1977年以来、各国立大学での助手任用が年々増加していることが知れる。この現象はおそらく国公立大学教

員任用運動の高まりが世論として形成されたこと、もう1つは研究者として人生の活路を見いだそうとする定住外国人が輩出したことだと推察される。

## 6 外国人教員任用法の内容と問題点

既述のごとく、「外国人教員任用法」は法律第89号として1982年8月20日、成立し9月1日から公布・施行された。同法の趣旨は、「大学における教育、研究の国際性にかんがみ、国籍のいかんを問わず優秀な人材を国公立大学に受け入れる方途を拡充し、教育、研究の一層の進展を図る」ために「外国人も一般職に属する公務員である教員に任用することができる」とするところにある。

同、任用法は僅か4条と附則2項目から成り、既に六法全書でみることができる。今、それを要約すると、(1)従来からの公務員の「当然の法理」を前提にして、国公立大学において外国人を教授、助教授、専任講師に任用しうる。(2)外国人教授らは、教授会や合議制機関の構成員となって議決に参加することができるが、学部長、評議員などの管理職に任用することはできない。(3)外国人教授らの任期については、各大学の管理機関の定めるところに従うが、その必要なしと認める場合には任期なしで採用することができる。(4)国立大学共同利用機関および大学入試センターの外国人職員らの任用も同様の取扱いとする。(5)外国人教員の待遇については、正規の一般職公務員としての給与、健康保険、公務災害、宿舎、年金、共済組合の給与等の取扱いなど、すべて日本人教員と同様の法令を適用する。(6)外国人にも一般職公務員としての宣誓文に署名させ、任命権者に提出させること、などである。

以上が、いわゆる「大学教員任用法」の内容である。

(1)については、従来の内閣法制局・人事院見解の解釈を正しく適用するならば、現行法でも外国人教員を任用できることにあった。また、それまでの3人の助教授（東北大学、市立神戸医大<=神戸大学>、東京都立商科短大）の事例から、たとえ任用法が成立しても、それは実状の「確認規定」「確認的立法化」にすぎないとするのが法学者25人の見解であった。その後に公表された公大協見解や日本学術会議の見解でも、新法案によらず現行法で外国人教員を任

用しうる点で共通していたのである。それにもかかわらず、なぜ新たに立法措置が必要だったのであろうか。それは、これまでの当然の法理として金科玉条のごとく奉ってきた外国人排除の慣例と大学人の体質を変える絶好の機会と見たからであろうか。実に、われわれ定住外国人に対する職業選択の自由を奪い、侵害する人権問題であったと言わざるを得ない。定住外国人の公務員就任能力を否定する明文規定は、外務公務員法第7条以外にはないのである。

また、よく言及されてきた「公権力の行使」とか「国家意思の形成への参画」は、もともと国家権力的職務に該当する行政公務員についての制約基準であり、これをそのまま教育公務員に適用する不合理性については、既に多数の法学者によって指摘されている。<sup>26)</sup>

(2)については、1979年5月23日付の「外国人教員問題について」（公立大学協会基本問題委員会）の中で次のように述べられている。

「……なお、学長または学部長その他の教員系部局長は、一般の教員と異なり、所管の大学事務職員等に対する指揮監督権を有している。外国人教員がそのような管理職に就くことが適當かどうかは、以上の問題とは別途に、今後ににおける外国人の就任能力の問題の動向に見合って検討すべきことがらである。」

一方、79年3月、第4次案として提出された「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（案）」では、第2条で、「国立又は公立の大学において、教育研究上必要があるときは、外国人（日本の国籍を有しないものをいう。以下同じ。）を国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職の国家公務員又は地方公務員（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の地方公務員である教員（教授、助教授、講師及び助手をいう。以下同じ。）に任用することができる。」としながらも、「前項の規定により任用された教員は、部局長（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第3項に規定する部局長をいう。）その他文部省令で定める職に任命され、又は評議会（国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第2章の2の規定によりその組織が定められた大学にあっては同法第7条の4の評議会を、その他の大学にあってはこれに相当する組織をいう。）若しくは人事委員会（国立学校設置法第7条の5に規定する人事委員会をいう）の構成員となることはできな

い。」

「第1項の規定により任用された教授（学校教育法（昭和22年法律第26号）第59条第2項の規定により教授会に加えられた教授以外の教員を含む。）は、教授会が教育公務員特例法の規定によりその権限に属された事項を審議するときは、その議決に加わることができない。」とした。

以上、見てきたように、79年5月の「公立大学協会基本問題委員会」と、同年3月の第4次案の経過を踏まえて既述のごとく、「外国人教員任用法」（1982年8月20日成立、9月1日から公布・施行）が運用されることになった。

問題は、なにゆえに、「外国人の管理職就任は認められない」とする文部事務次官通知（1982年9月13日付）が、同法の公布・施行日後に出されたか、である。

この問題の経過に関して、徐教授は次のように述べている。少し長くなるが理解しやすいので引用して紹介することにする。

『このように、「当然の法理」を前提とする政府は、「外国人を学長、学部長等の管理職に任用することは、従来どおり、認められないものである」とした。その理由として、「学長や学部長等の管理職は、これらの職が公の機関である大学の管理運営の責任者であり、人事上、会計上も一般行政機関の管理職と同様の職務権限を有するものと考えられるところから法理に照らして認められない<sup>27)</sup>」のだという。しかし、このような見解は先の学術会議の見解を援用するまでもなく論外である。国会においても、特に故湯山勇議員（社）の論理的な追究にあって、衆議院法制局第2部・松下正美部長は、「学長、学部長等に外国人を任用することにつきまして理論上可能であるという余地はあり得る<sup>28)</sup>」と答弁している。さらに湯山議員が行政府と大学の管理職の相違、および国公立大学と私立大学の異同問題にふれたのち、「将来はやはり学長、学部長に任用することができるようになることについて検討しなければならないのではないか」と質問したのに対し、提案者の石橋一弥自民党文教部会長は、「大学当局からぜひ管理職に登用の道を開いてくれというような意見が出た場合、……<sup>29)</sup>その時点において十分検討する対象になる」と答えている。

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

この問題については、参議院においても小野明議員（社）が同様な趣旨の質問を行い、石橋部会長が「法律の修正等も行なうことがあり得る」と答えている。<sup>31)</sup>

このような経過から、国会における附帯決議（前掲）の第1項「学長、学部長などの管理職への任用についてその方途を引き続き検討すること」が生まれることになった。

したがって、前述のような管理職否定の文部次官通知等は、「当然の法理」をこれまでどおり固執しようとする文部官僚の勇み足であろう。「当然の法理」と管理職就任能力否定の問題は、まさしく車の両輪の関係にあるところから、文部省は両者を執拗に確保しようとしたにちがいない。

かつて、教育委員会の教育長を除いて学長、副学長を含めて外国人の就官能力を認めていた第1次法案からすれば、このたびの外国人教員任用法は、確かに内容的にかなり後退した。このことについて、国会においては三浦隆議員（民）が、「第1次案の方が……進んでおった……時間をかけた法案がなぜおくれなければならなかったのか」と質問しているが、<sup>32)</sup>時間切れで答弁はなされない。<sup>33)</sup>』

前述の国会における附帯決議の第1項は、その後、文部省から各大学に通知されていない。官尊民卑の傾向が強い日本の現状を考える時、国公立大学の事例が私立大学で追随されることになりはしないか、気がかりである。そうなれば、これまで私大で認められてきた外国人の学長や学部長等の管理職にもよからぬ影響を及ぼしはしないだろうか。

(3)については、外国人だけに適用される任期規定であるだけに問題は深刻である。

任期に関しては、既存の「教育公務員特例法」（昭和24年1月12日、法律1号）第8条は、「学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。教員の停年については、<sup>34)</sup>大学管理機関が定める。」とある。

一方、「外国人教員任用法」第2条第3項は、「第1項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる」となってい

る。

つまり、教育公務員特例法では、必ず任期を定める規定であるのに対し、外国人教員任用法では、解釈上、必ずしも任期規定を定めなくてもよいこととなっている。確かに、後者は前者に比べて弾力的であると言える。国会の附帯決議第2項では、このことを徹底させるために「外国人教員の任期については、大学管理機関の自主的判断に委ねること」とし、各国立大学の裁量に委ねることにした。しかし、このことも文部省は各大学に通知していないのである。

東京大学では、この「自主的判断に委ねる」ことを前進的にとらえ、次のごとく自主的に外国人任期規定を作成している。

#### 東京大学において任用する外国人教員の任期に関する規則

第1条 東京大学において任用する外国人（日本国籍を有しない者をいう）の教授、助教授又は、講師（以下「教員」という）の任期については、この規則の定めるところによる。

第2条 外国人教員は、任期を定めないで任用することができる。

第3条 外国人教員を、任期を定めて任用する場合には、その任期は、教授会の議に基づき総長が定める。

附則 この規則は昭和58年5月17日から施行する。<sup>35)</sup>

東京大学は、さきの<表4>のごとく、任期なしで2人の外国人を任用した<sup>36)</sup>し、九州大学でも同方式で西ドイツ人が採用されている。

一方、公立大学では、<表5>のごとく、大阪市立大学、北九州大学、都立商科短大、神戸商科大学で、任期規制を受けずに採用されている。

一方、京都大学では、文部省の「指針」どおりに順応し、「京都大学において任期を定めて任用される外国人の教員の任期に関する規程（82年2月22日施行）」第2条「京都大学において任期を定めて任用される外国人の教員の任期は、3年とし、再任を妨げない。」同第3条「前条の規定にかかわらず、外国人の教員の任期については、部局ごとに評議会の議を経て、別段の定めをすることができる。」とした。

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

大阪大学の規程（83年9月21日施行）第2条では、「任期を定めて任用する外国人教員の任期は、3年とし、更新することができる。」同第3条は、「前条の規定にかかわらず、必要ある場合には、部局等毎に、評議会の議を経て、外国人教員の任期について、別段の定めを設けることができる。」となっている。そして、大阪大学では、その後の84年2月16日付で金在萬助教授（44歳）が3年任期で採用された。金在萬氏は海外からの招へい教授ではない定住外国人である。

ここで懸念されることは、京都大学のような任期規定がその後、各大学に波及し、国立大学外国人教員の任期つき31人のうち24人（77%以上）が3年以下の任期で採用されたことである。このことは、大学の国際化と外国人研究者の人権、とりわけ定住外国人の人権と生活権を不安にすることになりはしないか。

公大協所属大学の中でも最大規模を誇り、歴史と伝統で著名な大阪市立大学では前述の任期規定なしで採用された張寛正講師（中国籍）以外に、韓国の慶北大学校から金泳鎬教授（韓国籍）が3年任期規定（85年4月1日付）で助教授に採用され、86年に教授に昇格している。氏に直接お会いし尋ねたところ、更新は可能だとのことであった。

これらのことについて、徐教授は次のとおり述べている。

『84年5月28日、「大学教員懇」は全国の国公立大学約130校に対し、「国公立大学外国人教員の任期に関する要望書」を送達した。その趣旨は、外国人教員にのみ、その任期に際して一律に任期を設けることは、ユネスコの「教員の地位に関する勧告」および内外人平等の原則を謳った「国際人権規約」に反する差別行為であること。外国人教員の任期は、仮に設定するとしても、あくまでもそれは当該外国人教員の意思を尊重し、さらにその日本滞在状況、定住性などの事情に照らして、個別的かつ例外的に判断されること。それゆえ、「東京大学の規程に倣い、任期を設けることなく任用できることを明示されるよう併せて要望」している。果たして、どれだけの大学人がこの定住外国人団体の意図するところを汲みとるのであろうか。』<sup>37)</sup>

## 7 む す び

外国人教員任用法は、その目的に、「この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとすることにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」とある。

大学のあり方、大学の国際化が呼ばれるなかで、大学の中に歴史的にも文化的にも背景を異にする外国人が参画することは、さほど容易なことではない。個人的には、いろいろの条件があるだろうし、大学での採用時にも種々の事情があるであろう。

問題は、本稿の副題で取り扱っているとおり、「国公立大学における定住外国人教員の採用問題」である。

本稿で論じたとおり、問題の所在は明白である。つまり、外国人を国公立大学の教員として任用できない法的根拠がないにもかかわらず、人事権を握る教援会の慣行と理解不足により不可能にされてきたのである。定住外国人といつても、在日外国人の約80%は韓国・朝鮮人であるから、具体的には、国公立大学がすぐれた在日韓国・朝鮮人研究者を、その能力にふさわしいポストに採用するかどうかの問題だと言っても過言ではない。

既述のごとく、外国人教員任用法は施行されている。将来は、定住外国人のうち優秀な研究者に対して、知的活動分野への進出の壁が取り払われ、内外人平等の原則にそって国公立大学で採用されるよう願うばかりである。2つには、これを機会に、日本と社会が積年の狭量な国益主義を改善して、真に国際化への道を歩むことによって、定住外国人を基本的人権においてのみならず、社会的人権においても平等に尊重する環境をいっそう構築することである。

当初、この問題は日本の国公立大学にいる定住外国人の「万年助手」の救済問題として提起された。

勿論、研究の道を志して私立大学に移り、教授となって活動する道がないわけではないが、国公立大学で専任講師以上に採用され、日本人と平等の待遇を得られないことが、学問の世界でどれほど大きな制約であるかは冗長な説明を

要しまい。

当初、欧米から学者を招き、日本の大学を国際化するとの目的と動機で進められた国公立大学外国人教授任用案だったと聞く。これが途中で挫折をみ、78年以来、特別措置法として立法化されるまで5年越しの渋滞となった原因は、定住外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人問題のためだと言われている。

日本人は、いつも国家という体制の中で、たとえそれが不備で問題があっても、そこに安住の場を見いだし、忍耐強く生きていくことに慣らされてきた感がする。それは日本の永い伝統と文化的背景もさることながら、島国であるという自然条件が大きな要因として考えられるかもしれない。狭い国土の中で、お互いの肩を寄せ合い生きていくために最も尊ぶべきことは、全体としての和であるという処世術をいつのまにか身につけ、個人としての生きざまは軽視されがちである。

こう考えると、日本人は、社会体制がどうであれ、いつも同じ铸型にはまっていなければ気がすまない体質をもっているように思われる。この延長線上に派生するのが、純血主義、单一民族といった思想となり、他民族に対する思いやりの欠如に結びつく。まさに、内にあっては偏狭な愛国心の押しつけである。

日本が国際的に門戸を開き、難民を受け入れるということは、異なる民族、異なる国の人と、日本の社会の中で共存することである。それは、外国に出て互いに理解し合うだけでなく、国内においても仲良く暮らすことだと言える。

それには、外国人には外国人の独自性があることを認め、内外人平等の思想が前提となろう。

外国人が日本の大学教育や研究に参画することの長所は、お互いの意識形成で、独立した認識過程を経ていることが真理の探究に大きく資すると期待できる点にある。

場が開かれるということは、定住外国人の研究者にとっても確かに1つの希望になりうるし、世界の国々から優秀な人材が日本の大学や研究機関に入り、学び研究することによって人類の平和と進歩に貢献することになりはしないだろうか。

## 大学の国際化と外国人教員（具）

日本が飛躍的に発展するについて、世界的な次元で他民族との円滑的な関係を図らなければならない重い責任を要求せられている。

今や大学の国際化要求は一般大衆の声である。対等な立場で、異民族、異文化を尊重する送受信こそが、今日、そして今後の文化交流のあり方である。その熱い理想を現実のものとするためには、強い決意と自覚をもって国民的な体质の改造をはからなければならないであろう。

海外との絡み合いを軸に発展してきた日本が、その絡み合いを緊密に、かつ深めていかない限り、今の繁栄もつかのまの繁栄で終わることであろう。

さて、ここで新しい情報を追加しなければならない。というのは、2次校正の段階で、「文部省によると、88年3月28日現在、国立大学の外国人の正式教員は65名で、そのうち米国籍24人、中国籍10人に次いで韓国・朝鮮籍9人が続く」という情報（'88年3月30日付、統一日報）を入手したからである。

したがって、本稿の＜表4＞（1986年5月16日現在）は書き替えを余儀なくされたことになる。換言すれば、その間、2年間に国立大学における外国人教員の任用がかなり増加し、いわゆる「外国人教員任用法」（法律89号）は'82年9月1日、公布、施行以来、着実に運用されたことになる。実際の運用は、翌年の'83年からであるから、＜表4＞から分かるように毎年数名が各国立大学で任用されていったと言えよう。

今、ここで、＜表4＞で示された当時の34名から65名に増加した内容を詳細に調査する時間的余裕はないので、定住外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の現況だけを整理するにとどめておく。

先ず、助教授で採用された者は、＜表4＞で紹介した李相茂氏、朴聖雨氏以外に3名でその内容は次のとくである。

朴丙植（43歳、韓国籍、大阪大学、工学部、'88年1月1日付発令、任期3年）。  
朴鐘震（49歳、朝鮮籍、大阪大学、工学部、'87年8月1日付発令、任期3年）。  
朴康司（41歳、朝鮮籍、豊橋技術科学大学、工学部、'87年4月1日付発令、任期3年）。

なお、朴康司氏は＜表4＞からも分かるように'85年10月1日付、任期3年で採用されて後、助教授に昇格したものと思われる。

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

次に、専任講師での現況をみると次のとくである。

金信弘（36歳、韓国籍、筑波大、物理学系、'87年11月16日付発令、任期5年）。  
任大熙（34歳、韓国籍、茨城大、人文学部、'87年9月1日付発令、任期3年）。  
金良一（39歳、韓国籍、大分医大、医学部、'86年10月1日付発令、任期3年）。  
朴 勺（40歳、朝鮮籍、滋賀医大、医学部、'87年2月1日付発令、任期3年）。  
朴勺氏は、'84年2月1日付発令、任期3年で採用されていたので、昨年の発令は任期更新であったことが判明した。

以上により、在日韓国・朝鮮人の国立大学での正式教員は助教授5名、専任講師4名が存在していることが判る。

なお、〈表4〉で示した安秉直氏は、'86年3月1日付発令の1年任期であったので、その後、任期切れで東京大学を退職されているようだ。一方、金在萬氏は、その後、任期満了に伴い京都薬科大学の専任教員として赴任されたと聞く。

（1988年1月10日稿）

### 〔資料1〕

1975年10月2日

#### 国公立大学へのアジア人専任教員採用等に関する要請書

文部大臣

永 井 道 雄 殿

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会

今日における日本をめぐるアジアの情勢には、きわめて厳しいものがあると考えます。それはたんに先進国と発展途上国とのあり方に関する問題のみならず、アジアの中にあってアジア人の心を知らず、また自らがアジアの一員であることを十分に認識していない日本・日本人のあり方に対して、各方面から注目されていることは周知のとおりであります。

日本の大学に勤務するわれわれ一同は、もとより、このような現状に深い関心をよせているものであります、日本が真に国際感覚豊かな人材を育成して

## 大学の国際化と外国人教員（眞）

善隣友好の実を挙げるために、下記の具体的措置を講じて下さるようにお願いいたします。

### 記

- (1) 国公立大学の専任教員にアジア人を採用するよう特別措置を講じて下さい。  
また、事実上、専任教員の役割を果たしている（研究）助手等の実態を調査してその待遇を改善し、できるかぎり、彼らを専任教員以上に登用しうる方策を講じて下さい（国公立大学へのアジア人教員採用の促進）。
- (2) 私立大学に勤務する他のアジア人専任教員の人事費、研究費等の全額助成策を講じて下さい（私立大学へのアジア人教員採用の促進）。
- (3) 韓国・朝鮮学科の設置、韓国・朝鮮語の第2外国語への加入、およびその関係講座の開設に伴う図書費、人件費等の大幅助成策を講じて下さい（アジア関係講座の開設促進）。

### 〔資料2〕

#### シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」

#### 京都集会の声明

われわれ日本人および在日韓国・朝鮮人は、ともに5月28、29の両日、京都に参集し、定住外国人の国公立大学教員任用問題について語りあった。

現在の日本では、現行法令上、「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」以外については、「外国人の就官能力について制限を設けた規定は存在しない」（人事院見解）。しかも、国公立大学の教員はそのような公務員に基本的に該当しないにもかかわらず、定住外国人を教員として一切任用しない国公立大学がほとんどであり、一部の国公立大学でも助手どまりで専任教員以上には任用しないことが「慣例」とされている。

このような国公立大学における任用の実状は、そのまま、かなりの私立大学にも反映し、定住外国人の私学への就職差別を助長してきた。

永らく日本に住み、日本人と同様に法律遵守、納税等の義務を果して、この

大学の国際化と外国人教員（呉）

社会の構成員になっているにもかかわらず、その市民権を制約されている定住外国人、とくにその9割以上を占める韓国・朝鮮人、中国人は、過去のいまわしい植民地政策等によって移住を余儀なくされた人々とその子孫であり、現在でもその人権がいちじるしく無視されていることを思うとき、この任用問題に対する日本人の責任はきわめて重大であるといわなければならぬ。

今日、日本では国際人としての教育、国際感覚あふれる人材教育などが強調され、また国民的・社会的出身、人種、信条などのいかんを問わず人間として平等に待遇されるべきであるとする「国際人権規約」の批准が叫ばれているが、それにもまして、日本に定住する外国人に対する差別的待遇の改善が先行すべきことは論をまたない。

われわれは、このような観点から、定住外国人研究者がその国籍、人種、信条などのいかんにかかわらず、能力に応じて平等に、研究、教育の機会と地位を一日も早く保障されるよう努力する決意を新たにした。さらに、われわれは文部省、国・公立大学協会、日本学術会議ならびに各大学教授会、評議会に対して、この任用問題の早急な解決を強く要望するものである。

1977年5月29日

シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」

- |       |                         |       |                        |
|-------|-------------------------|-------|------------------------|
| 飯沼 二郎 | (京都大教授)                 | 河合 信雄 | (立命館大教授)               |
| 石本 泰雄 | (大阪市立大教授・日本<br>学術会議会員)  | 川久保公夫 | (大阪市立学教授)              |
| 伊藤規矩治 | (同志社大教授)                | 桑原 昌宏 | (龍谷大教授)                |
| 上田 正昭 | (京都大教授)                 | 佐藤 明  | (関西学院大教授)              |
| 内田 穂吉 | (奈良県立短大学長・日<br>本学術会議会員) | 重沢 俊郎 | (京都大名誉教授・日本学<br>術会議会員) |
| 内海 暢生 | (京都工織大教授)               | 塙本 黙  | (大阪外国语大教授)             |
| 幼方 直吉 | (愛知大教授)                 | 申塙 明  | (奈良女子大教授)              |
| 甲斐道太郎 | (大阪市立大教授・日本<br>学術会議会員)  | 西山 児三 | (京都大名誉教授・日本学<br>術会議会員) |
| 勝部 元  | (桃山学院大学長)               | 狭間 源三 | (桃山学院大教授・日本学<br>術会議会員) |

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

日比野丈夫（京都大名誉教授・日本 学術会議会員）	崔 応斗（愛知県立大講師）
藤倉皓一郎（同志社大教授）	崔 昌華（八幡大講師）
吉田 寛（神戸商科大教授）	金 思燁（大阪外国語大客員教授）
姜 文圭（近畿大教授）	芹田健太郎（神戸商船大助教授）
金 鉉佑（長崎造船大教授）	竹森 修（京都大教授）
洪 炯圭（京都精華短大教授）	田中 宏（愛知県立大助教授）
金 承建（東海大助教授）	姜 在彦（京都大外国人講師）
金 東勲（大阪経済法大助教授）	徐 龍達（桃山学院大教授）
	ほかシンポジウム参加者48名

### 〔資料 3〕

#### 「国公立大学外国人教員任用に関する特別措置法(案)」 に対する見解

1978年11月29日

在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会

#### (本文)

日本政府は、国立大学教員（助教授と教授、以下同じ）に外国人の任用を可能にするための「特別措置法(案)」を通常国会に提出し、その成立をはかる方針であると報道されている。かねてより国公立大学の教員任用に際して定住外国人に対する差別をなくすよう訴えてきたわれわれは、当然のことながら、この法案の内容およびその取扱いに重大な関心をもたざるをえない。ここに同法案の内容に対するわれわれの見解を明らかにするとともに、法案の審議過程で直接の利害関係者たる定住外国人研究者の声を十分に斟酌されるよう念願するものである。

日本の国公立大学教員が、いわゆる「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」に該当するという見解はそれ自体きわめて疑わしく、外国人は国立大学教授会の構成員たる教員には任用できないとする人事院の「見解」または大学当局の「慣例」は、定住外国人の職業選択の自由の侵害

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

につながるものであるところから、これを早急に撤廃すべきであるとわれわれは主張してきた。

われわれの見地からすれば、ことさら新しい立法措置をとるまでもなく、従来の閉鎖的な「見解」と「慣例」さえ改めるならば、現行法のもとにおいても、国公立大学教員に外国人を任用することは可能であると考えるし、またその先例もある（神戸市立医科大助教授某の国籍条件に関する1954年10月27日付高辻正巳法制局第一部長の回答事例、東京都立商科短大における73年5月1日付任用外国人専任講師、同76年4月1日付助教授昇任某の事例など）。それにもかかわらず、われわれは新しい立法措置が、定住外国人を含む外国人の任用を制度的に保障し、さらにそれを促進するためのものであるならば、あえて新法案に反対する理由はなく、むしろ歓迎することであろう。

去る9月に報道された「特別掲置法(案)」によれば、外国人を日本国民と同じく「一般職に属する公務員に任用することができる」としながらも、他方、外国人教員は「教育公務員特例法の規定により評議会、教授会又は人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない」としている。

このように、外国人教員の議決参加権を制限する論拠は不明であるが、それは教育公務員特例法により、大学教授会構成員の権限に委ねられている諸事項の議決に加わることが「公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわること」になるという判断によるものと推測される。

しかし、「公権力の行使」もしくは「国家意思の形成」は、国家権力的職務にかかわる行使公務員をめぐって形成されてきた制約基準であり、これをそのまま教育職公務員である大学教員に適用することの合理性については、関係各方面、とりわけ多くの行政法学者によても疑義が表明されている。法案の条項から判断するかぎり、こうした疑義に対する検討がまったくなされることなく、その成立をはからうとしていることは遺憾のきわみである。

われわれは、この法案が含んでいる問題性を次のように指摘したい。

第一に、大学における教育と研究の自由を保障し、大学の自治を確立するために「大学行政の一般行政からの独立」、あるいは「大学の、権力からの分離」

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

が必要不可欠であることは周知のとおりである。教育公務員特例法が教員の任免、研究などに関する諸事項を、大学の管理機関に委ねているのも、大学行政の一般行政からの分離をはかり、もって大学の自治を制度的に保障するためにはかならない。とりわけ、人事に関する大学教授会の自治は、大学の自治の根幹をなすものであり、日本国憲法第二三条が認める学問の自由を具体的に保障するためのものである（たとえば、63年5月22日、東大ボボロ事件に関する最高裁判決）。したがって大学教員は他の一般行政、ことに権力的行政にかかる公務員と同じく「公権力の行使」にかかるものと速断することはできない。すなわち、

**国公立大学教員は、「公権力の行使」にたずさわる公務員ではない。**

第二に、戦後の大学教育は、国公立大学であると私立大学であるとを問わず、学校教育法および教育基本法にその法的基礎をおき、国公立大学の教育・在学関係と私立大学のそれとの間には本質的な相違は認められない（たとえば、71年3月10日、金沢大学医学部事件に関する金沢地裁判決）。また、行政争訟法上、学生の権利救済のため形式的に「公権力の行使」とされる学生処分権も、「大学の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる懲戒作用である点において」国公立大学と私立大学とが共通の性格を有していることは、判例によっても認められている（たとえば、1954年7月30日、京都府立医大退学処分事件に関する最高裁判決）。このように、国公立大学と私立大学とは同じ法律を基礎にして教育が行なわれており、両者による教育およびその付随行為は同質のものであるゆえに、国公立大学による教育だけを、「公権力の行使」であるとすべき合理的理由を見出しがたい。すなわち、

**国公立大学と私立大学の教育は法的に同質であって、いずれも「公権力の行使」にはあたらない。**

第三に、外国人教員は、同じ大学の構成員として日本人教員とまったく同様に教育と研究にたずさわりながら、人事問題を含む大学の管理・運営に関する教授会の決議から排除されるという不平等な取扱いを受けることになる。その結果、大学の自治への参画によってはじめて確保される教育と研究の自由が制限されるのではないかと懸念される。このことは、「学問の自由」を保障する

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

日本国憲法ならびに、日本政府が批准しようとしている国際人権規約の基本精神のみならず、また「教員の養成及び雇用の面において…いかなる形式の差別もされない」とうたったユネスコの「教員の地位に関する勧告」にもとるといわねばならない。すなわち、

**外国人教員に対する不平等な待遇は、世界に率先垂範すべき日本の大学の国際化に反する。**

以上のところから、日本政府が準備している「特別措置法(案)」は、外国人教員の任用を促進するという法案の目的とはうらはらに、外国人教員に対する不平等な待遇を法的に承認・制度化させるという問題を孕んでいると考えられる。それゆえ、われわれは同法案の立法趣旨が掲げている「大学の国際的性格」はいうまでもなく、さらに「国民の権利」から「人間の権利」へと推移している人権の国際的保障の滔々たる潮流に鑑み、定住外国人、とりわけ在日韓国・朝鮮人の生存権にも思いをいたし、慎重な再検討がなされるべきであると考える。

### 〔資料 4〕

#### シンポジウム「定住外国人の国公立大学教員任用問題」

#### 東京集会のアピール

「世界人権宣言」30周年記念日の今日、私たちは「定住外国人の国公立大学教員任用問題」とくに『外国人教員任用に関する特別措置法案』について一についてシンポジウムをもった。東京市ヶ谷の「家の光会館」には日本人、韓国・朝鮮人、中国人、アメリカ人など約80名が参加し、主題について熱心な意見発表・討論を行なった。

大学は、国籍・人種・民族・文化の違いを超えた共同社会として誕生したものであり、本来異質なものを包み込んで成り立つ、普遍の真理を究める教育研究機関でなければならない。日本では“公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員は、日本国籍を要する”とされ、このことは国公立大学の教員任用問題にも適用されるとの政府見解が、従来外国人任用の大きな障

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

害となっていたといわれる。この見解は、本年9月に報道された政府の「外国人教員任用等に関する特別措置法案」においても、外国人教員には議決権を制限するという点に形をかえて現われている。

ひるがえって考えると、日本の大学人自身の責務として、この課題に十分とり組んでこなかったことは、このたび法案が大学外から提出されたことにも象徴されており、大学人はそのことをきびしく受けとめなければならない。また、法案は教員の権利・義務に関して日本人と外国人との間に不平等をもたらすという、大学自治の根幹にかかわる重大な内容を含んでいるが、大学教員の関心はそれほど高くないのが現実である。

戦後日本の大学では、その研究・管理・運営の一体性について、政治の権力的介入をゆるしてはならないという「大学の自治の原則」が認められている。それゆえにこそ、この法案の問題点については、大学人によって真剣に検討されなければならないのである。さらにつけ加えると、国公立大学と私学との間に本質的な差異はないはずであるが、私学では若干の定住外国人が全く平等に活動しているという事実は、大学の国際性の先取りとして注目すべきである。

在日外国人の9割以上は、韓国・朝鮮人、中国人などの定住外国人である。日本社会はそこに住む外国人に対して、あまりにも多くの“国籍による排除”を温存させているが、最近徐々にではあるがそのような不条理についての見なおしが進んでいる。日本育英会の奨学金の受給制限撤廃（1975）、司法修習生採用（77年）、日本電信電話公社入社（78年）などは、なんらの立法措置によることなくいざれも実現しており、教員任用問題もこうした系列に属する課題であるといえよう。したがって、それはたんに大学社会における問題にとどまらず日本社会全体のもつ排他性、排外性の克服という、いっそう広い視野からも注目されなければならない。

法案を準備中と伝えられる行政府、およびその審議を担当する立法府は、この問題のはらむ重要性を十分ふまえ、適切な判断を下されるよう要望する。それは、少くとも「大学自治の原則」、「内外人平等の原則」に反するものであってはならない。また、日本政府が懸案の「国際人権規約」に本年ようやく署名したことにより、その人権政策が世界注視の中におかれていることを銘記すべ

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

きである。

以上のことと、本日のシンポジウム参加者の見解として広く訴えるものである。

1978年12月10日「世界人権宣言」の日

飯沼 二郎（京都大学教授） 大田 堯（都留文科大学学長）

幼方 直吉（愛知大学教授） 関 寛治（東京大学教授）

徐 龍達ヨンダル（桃山学院大学教授） 旗田 雄（専修大学教授）

沼田稲次郎（東京都立大学学長） 森川 晃卿（大阪市立大学学長）

ほか、シンポジウム参加者一同

### 〔資料5〕

#### 国公立大学外国人教員任用法案に関する見解

新聞報道によれば、政府は国公立大学の教員に外国人を任用するための特別措置法案を次の国会に提出する意向であると伝えられております（『毎日新聞』78年9月11日付その他）。

私たちは、大学で学問に従事する者として、本問題は本来大学人が積極的に取り組むべきものであったと考え、その観点から本問題を研究・検討してまいりました。その結果、現時点において次のような共通の見解を持つに至りました。

国公立大学の教授会メンバーに外国人を任用しようという試みは、従来、なかったわけではありませんし、また公立大学助教授として任用されている実例も現に存在しております。ただ、多くの大学では、大学人自身の意識と外国人任用の法律問題に関する誤解とから、任用が一般的には実現されていなかったというのが実情であります。

現行法上、国公立大学教員を日本国民に限るという根拠条文はありません。ただ、公務員に関する内閣法制局の見解では、「公権力の行使」または「国家意思形成の参画」にたずさわるには「当然」日本国籍を要するとされております。公務員一般に関するこの解釈があたかも当然のことのように、また国公立

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

大学教員にもそのまま適用されるように考えられてきた結果、外国人の任用は不可能だと誤解され、今回の法案もこれを前提としていると考えられます。

しかしながら、この法制局見解は、最高裁判所を含む裁判所の諸判例、自治省や一部地方自治体の諸見解にも明らかなように、実は、今日疑問視されています。まず、公務員における国籍要件は、国民主権原理にしたがい諸公務員の具体的な状況に応じて理解されるべきであるにもかかわらず、この見解はあまりにも一般的・包括的であって、すべての特殊的な状況にそのまま基準となりうるものではありません。かりにその立場に立ってみたとしても大学の教員は、学問・研究の自由の扱い手として一般行政から独立した地位を、憲法上保障されています。この自由の、責任ある扱い手である国公立大学教員を「公権力行使」者だときめつけて日本国民にのみ限ることは、人類の文化を発展させる任務を負う学問・研究に国境を設けることになると考えられます。対学生関係において国公立大学と私立大学との間に本質的な差がないことも、今日的一般的な見解であります。また、国公立大学の人事・管理・運営に関する権限も、実体的な権力行使であるものを除き、学問の自由のため、大学の自治の下に各大学により自主的・自律的に行使される権能であることも認められています。

従って、外国人を国公立大学教員に任用することは現行法上十分可能なことであり、だからこそ現にその実例もあるのであります。このような状況において新たな立法の必要性があるとすれば、それはむしろ、現実に外国人を任用するために要請される地道な基盤ないし条件を整備すること（外国语による講義、試験の採点等のための人員と施設の充実、特別手当・住居等の配慮など）を目的とすべきではないでしょうか。

次国会で提案が予定されている法案は、以上の観点からみて難点を含んでおります。同法案は、「国公立大学で教育研究上必要があるときは、外国人も一般職に属する公務員である教員（教授及び講師）に任用することができる」（第二条第一項）とし、続いて「前項の規定により任用された教員は、教育公務員特例法の規定により評議会、教授会または人事委員会の権限に属させられた事項の審議において、その議決に加わることができない」（同第二項）と、規定

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

しております。

このうち前者は、「教育研究上必要があるとき」本法によってはじめて外国人を任用することができるとも解釈されかねません（前述したように、外国人の任用は現行法上可能ですから、この規定は、設けられるとしてもあくまで確認規定としてしか意味を持ちません）。また後者は、本来憲法上保障されている学問の自由を支える根幹として各大学の自主的決定＝大学自治に委ねられている人事権に関し、法律による制限を図るものであり、違憲の疑いが強いものといわざるを得ません。実際的に考えてみても、外国人教員はそれなりの能力・識見があればこそ任用されるはずであり、その者を除外してその担当ないし隣接講座の人事を決するというのでは「教育・研究の一層の進展を図る」という本法の目的にも矛盾することになります。さらに外国人の任用の実際にあっては、国本語を駆使し得る定住外国人の任用がかなりの例を占めると考えられますが、議決権なき外国人教員を認めることは、在日韓国人の司法修習生採用（77年）や電電公社入社（78年）等、現に進行しつつある内外人平等への動きに逆行することになります。

以上のような法律的・現実的条件の下において、外国人教員の任用を現実に推進するため最も緊急に必要なことは、前述のように、大学の人員、施設等に関する基盤整備だと思うのですが、これについては、本法案は全く沈黙したままです。大学の閉鎖性への反省が遅まきながら大学人自身の中から起こっている時だけに、また「大学における教育・研究の国際性にかんがみ、国公立大学に優秀な人材を国籍のいかんにかかわらず受け入れる方途を拡充」（第一条）するという本法案の趣旨に深く共感するだけに、私たちはこのことの必要性の方を強く訴えなければならぬと考えます。

以上の点から、私たちは、本法案をこのままの形で立法することには大きな疑問をもたざるを得ません。関係の方々の御理解と御熟考を切に希望する次第です。

1979年1月30日

アキ  
塙 準一（一橋大学）

有倉 遼吉（早稲田大学）

大沼 保昭（東京大学）

岡崎 勝彦（名古屋大学）

## 大学の国際化と外国人教員（眞）

小川 幸一（東京都立 商科短期大学）	原田 尚彦（東京大学）
小川 政亮（社会事業大学）	兼子 仁（東京都立大学）
*奥平 康弘（東京大学）	河西 直也（東京工業大学）
芦部 信喜（東京大学）	金 東勲（大阪経済法科大学）
幼方 直吉（愛知大学）	斎藤 恵彦（東京外国语大学）
杉原 泰雄（一橋大学）	山下瑛二（東京都立大学）
高野 雄一（上智大学）	針生 誠吉（東京都立大学）
高柳 信一（東京大学）	星野安三郎（東京学芸大学）
*田中 宏（愛知県立大学）	宮崎 繁樹（明治大学）
*千葉 正士（東京都立大学）	村瀬 信也（立教大学）
	森田 明（お茶の水女子大学）
	（*印 世話人）

### 〔資料 6〕

#### 外国人教員問題について

1979年5月23日

公立大学協会基本問題委員会

從来、わが国の国立ならびに公立の大学においては、外国人を講師以上の専任教員として採用することは原則として認められないという取扱いが一般になされている。學問、研究の国際化がますます進み、大学の研究、教育の面においても広い国際的視野が要求されている今日、このように外国人教員の採用に對して門戸を閉ざすことが適當かどうか、検討の要があるといわなければならない。

ところで、このように外国人教員の採用を制限されているのは、国公立各大学がその採用に対し、消極的であったという理由によるものではなかった。むしろ、制度上の問題として、国公立大学の本質上、外国人教員を採用することはできないという考え方がとられてきたことによるものであった。そして、その根拠とされているのは、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきである。」という内閣法制局の見解（1953年3月25日法制局一発第29号）であって、この一般公務員に関する法理が教育公務員にも適用され、国家公務員または地方公務員たる国公立大学の教員に外国人を採用することができないとされたのである。もっとも、外国人教員が単なる技術的ないし学術的労務を提供するだけにとどまる場合においては別であって、前に「神戸医科大学助教授Kの国籍条件に関する件」について、内閣法制局は次のような見解を述べたことがある。「公立大学助教授の地位は、助教授が学校教育法第五九条第二項の規定に基づき、大学の教授会の構成員とされる場合は別として、それ自体としては、公権力行使なり、公の意思の形成への参加を職務内容とするものではなく、単に技術的ないし学術的労務の提供をその内容とするものであるから、その地位に就くためには、必ずしも日本国籍の保有を必要とするものとは考えられない。」（1954年10月27日法制局一発第51号）。したがって、従来の法解釈の下においても教授会の構成員とならないという限定の下であるならば、外国人を大学の専任教員として採用することは、可能であったということができる。

しかし、果して教授会の構成員となることによって、いわゆる「公権力の行使」の権限を当然与えられ、教授会の構成員とならないという限定なしには、外国人の教員を採用しないといわなければならないかどうか。この場合、まず問題となるのは、学生に対する懲戒処分権との関係である。教授会の構成員たる場合、当然教授会による学生処分の決定にも参加することになるが、このことから見て、外国人を教員として教授会の構成員にすることは認められないといえるか。国公立大学の学生に対する懲戒処分が、判例上一般に、一種の「公権力の行使」たる行政処分と解されていることは否定されえない。しかしながら、同時に、最高裁判所の判例において、国公立大学の学生処分と私立大学のそれとは、「共に、教育施設としての学校の内部規律を維持し、教育目的を達成するために認められる懲戒作用である点において、共通の性格を有すること。」が判示されている（京都府立医大退学処分事件に関する最高裁第三小法廷1954年7月30日判決、民集8巻7号1463頁）。学生に対する懲戒処分は、

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

学校教育法第11条が「……教育上必要があると認めるときは、……学生……に懲戒を加えることができる。」としているように、教育上の権限行使の一形態であって、この点においては、国公立大学と私立大学との間になんら異なるところはない。国公立大学の学生処分が一種の「公権力の行使」たる行政処分とされるのは、主に争訟手続に関する法制度の形式面として意味があるにすぎない。今日、国公立大学において行われる学生処分は、戦前法制下におけるような国家の教育権力の行使というものではなく、各大学の自治の下に教育・研究がよりよく行われるために大学が行なうる学生教育上の付随活動にすぎない。

したがって、たとえ外国人教員が教授会構成員として学生処分の決定に参加することがあるとしても、それをもって、いわゆる「公権力の行使」として、外国人教員には認められないとするのは、適当でないと考えられる。

次に問題となるのは、教員人事権との関係である。国公立大学の教員の採用、分限、懲戒の不利益処分等の実質上の決定は、教育公務員特例法によって、各国公立大学の教授会ないし評議会に存するものと認められている（同法第4条、第6条、第9条参照）。これまた、従来一般に「公権力の行使」たる行政処分として解されているが、しかし、このように各国公立大学における教授会構成員によって実質上、教員人事が決定されていることは、まさに憲法第二三条の「学問の自由」の保障に含まれる「大学の自治」としてである。大学教員人事についての教授会自治が憲法第二三条に含まれる大学自治の保障を具体化したものであることは、一般に知られており、このことは、いわゆる東大ボボロ事件に関する最高裁判所の判決（63年5月22日刑集17巻4号370頁）においても明確に判示されている。したがって国公立大学の教員人事は「公権力の行使」という法制的形態をとるとはいえ、その本質においては、各大学における研究・教育の自治に必要な条件整備作用として、大学教員の「学問の自由」という人権保障の一環をなすものであって、政治・一般行政ないし主権確保にかかわる「公権力の行使」に対して分離独立するものといわなければならない。

学生処分権及び教員人事権は、教授会にともなう諸権限のなかで、外国人が

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

教授会構成員となる場合にもっとも問題となるものであるが、いざれ大学自治の下において、研究教育条件を整備するために認められるものであって、いわゆる「公権力の行使」というべきものではなく、外国人教員がそれに参画することは、なんら妨げにならないものと解される。

戦前の官吏法制にあっては、官吏はすべて国家に対する忠誠義務を負うものとされていた。この場合には、外国人の就官はその本国に対する義務と両立しえないものと考えられる傾向があった。これに対し現行の公務員法制の下においては、採用時における「服務の宣誓」の書式にみられるとおり、公務員の服務として根本的に求められるのは、日本国憲法の尊重・擁護及び全体の奉仕者としての誠実・公正な職務執行の義務であり、その具体的な内容は各担当職務の性質に応じて多様とならざるをえない。

国公立大学の教員は、あくまでもその研究・教育をはじめとする大学自治活動を通じて上記の服務を全うすべきものであって、外国人教員もその趣旨において、国公立大学教員に関する所定の「服務の宣誓」（教育公務員特例法第11条参照）を行うならば、採用資格に欠けるところはない解される。もっとも当該外国人が、その本国法との関係で、わが国教育公務員法制上の「服務の宣誓」を行うことができないという場合には、それゆえに個別的に採用資格を失くすことはありうるであろう。

なお、学長または学部長その他の教員系部局長は、一般の教員と異なり、所管の大学事務員等に対する指揮監督権を有している。

外国人教員がそのような管理職に就くことが適當かどうかは、以上の問題とは別途に、今後における外国人の就任能力の問題の動向に見合って検討すべきことがらである。

外国人教員を採用するかどうかは、もとより個々の大学が自主的に決定すべきことがらであるが、以上の点からみて、国公立大学において、外国人を講師以上の専任教員として採用することを一般的に排除すべき制度上の根拠は乏しいといわなければならない。

公立大学協会基本問題委員会構成員

大阪府立大学長

委員長 西山卯二郎

大学の国際化と外国人教員（異）

東京都立大学長	沼田稻次郎
愛知県立大学長	平場 安治
京都府立大学長	田畠茂二郎
大阪女子大学長	湯川 泰秀
大阪市立大学長	森川 晃卿
神戸商科大学長	末永 隆甫
姫路工業大学長	山本 吉威
広島女子大学長	今堀 誠二
北九州大学長	石原 文雄
長崎県立国際経済大学長	佐々木 担

基本問題委員会 外国人教員問題小委員会委員

京都府立大学長	委員長 田畠茂二郎
東京都立大学長	沼田稻次郎
愛知県立大学長	平場 安治
大阪市立大学長	森川 晃卿
東京都立大学教授	専門委員 兼子 仁
大阪市立大学教授	専門委員 石本 泰雄

〔資料7〕

外国人の国公立大学専任教員任用について（見解）

1980年10月24日（第80回総会）

日本学術会議

日本学術会議は、かねてから外国人の国公立大学専任教員（教授・助教授・常勤講師・助手）への任用について「科学者の地位委員会」を中心として慎重に審議してきたが、このほど下記のような結論に達したので、これを本会議の見解として表明するものである。

記

日本の大学の研究・教育の発展のためにには、外国人を大学の専任教員（教

## 大学の国際化と外国人教員（具）

授・助教授・常勤講師・助手。以下「専任教員」という。)に任用することはきわめて有意義と考えられるので、国公立大学においても当該大学の研究・教育の体制の充実のためにこれを必要と認める場合には、外国人を専任教員に任用することが認められてしかるべきものと思われる。

### (説明)

- (1) 大学における研究・教育は、本来国際性をもつものであり、国籍のいかんにかかわらず、広く優れた研究者を専任教員に迎えることはきわめて有意義、かつ自然なことであり、このことは国立大学でも例外ではない。
- (2) 国家公務員法・地方公務員法(以下「公務員法」という)においては、とくに国家公務員・地方公務員(以下「公務員」という)に外国人の任用を排除する明文の規定は存在しない。にもかかわらず、現実には一部の例外を除いて外国人が公務員に任用されていないのは、外国人が日本における「公権力の行使」に参加することが好ましくないという政策的配慮にもとづく公務員法上の伝統的運用によるものと考えられる。したがって、外国人を国公立大学の専任教員に任用するみちをとざさないことが、日本の国公立大学の研究・教育の充実・発展のため必要であり、かつ、望ましいという政策的配慮に立つならば、「服務の宣誓」その他の条件がみたされた場合には特別法を制定しなくとも、現行公務員法の運用によってこれを実現させることは可能であると考えられる。
- (3) 国公立大学の教員の場合に、上記のような一般公務員に対するのとは異った特別の運用が必要かつ適当であるとするのは、教員の公務の本来的形態である研究・教育という作業が、通常の意味での公権力の行使とは全く異質のものであり、私立大学の教員とその社会的実態においてなんら異なるものであるからである。それゆえ、外国人を国公立大学教員に任命してこれに研究・教育を担当させることについては差し支えないものと考えるのが妥当であろう。(現に一部国公立大学において外国人が助教授・常勤講師・助手に任用されている事例がある)。
- (4) 外国人の国公立大学教員への任用が一般的に実現した場合、問題となるのは教授会の構成員としての議決権と、学長・学部長・教養部長・研究所長・

## 大学の国際化と外国人教員（呉）

学生部長・附属図書館長その他のいわゆる教員系部局長、評議員（以下「管理職等」という）への就任であろうが、これらの点については次のように考えるのが適當と思われる。

- (ア) 外国人教員が教授会の構成員となるのは、一般的にいって、各大学（または、学部・研究所等の部局を含む。以下「部局」という）の定めるそれぞれの資格基準によるべきであろう。この場合、日本語が使用可能であることも、資格の一つとなりえようが、教授会の一般的な事項、研究に関する事項、学生の入学・卒業等の認定、カリキュラムの編成等純粹に研究・教育等の審議に外国人教員が参加することは一般的に問題はなかろう。教育処分（学校教育法第11条）であるいわゆる学生処分の審議に参加することも当該教授会の合意のある場合は可能であろう。国立大学における学生処分は、法形式上行政処分の形態をとっているものの実質的には私立大学の場合とは異ならないからである。
- (イ) 教員の選考人事に関しても、大学の教員の採用は学問上の業績の評価を中心として行われるべきであるから、一般論としては当該部局教授会の合意のある場合には、外国人教員も日本人教員と同等の資格で教員選考の審議に参加することは差し支えないものと考えられる。学長・部局長の選出に当たっての選挙権についても、当該大学が定める場合は、外国人教員も日本人教員と同じ資格をもつことは可能であろう。
- (ウ) 外国人教員が教育公務員特例法および各大学の内規・慣例等にもとづく教員の、とくに研究・教育に直接関連しない不利益処分の審議に参加することについては見解の分かれるところであろう。したがって、このような点に関して外国人教員の権限についての特例を設けることはありえよう。しかし、これを国の法令によって定めることは大学の本質からいって適當とはいい難い。
- (エ) 外国人が国公立大学の管理職等に就任することについても、とくに行政上の責任、事務・技術職員に対する指揮監督、職員団体・学生団体等との交渉機能等の問題も多く、見解の分れるところであろう。評議員についても評議会が学長・教員の不利益処分を審議する点に関しては同様のこと

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

が生じよう。したがって、これらの点に関しても大学が外国人教員に対して特例を設けることはありうることであろう。しかしこれもまた法令を以て規制することは適當とはいひ難い。

- (5) 以上を要するに、外国人を国公立大学の専任教員に任用することは大学の本質ならびに大学自治の原則から、当該大学が必要かつ望ましいとする場合は認められてしかるべきであり、しかもこれは現行公務員法の範囲内で可能であって、特別法の制定を要しないものと考えるものである。

また、外国人の管理職等への就任、教員の不利益処分等教授会等における特定事項の審議に関して外国人教員に対してある程度の特例を設けることもありえても、これらについては外国人教員採用の資格基準・人数などとともに大学自治の原則からいって大学の良識を信頼し、それぞれの大学の管理機関の自主判断に委ねるべきであって、法令によってこれらを定めることはふさわしくないとするものである。

上記に関連して、外国人教員の採用基準・人数・権限に関して各大学がそれぞれの大学の事情によって自主的に定めることは、現在も国公立大学間において、教員の採用・昇進・権限・管理職等の選出についてそれぞれの伝統・慣例によって異った基準・内規等が定められていることからいっても当然であると考える。

また、以上の場合、法令および慣例によって確立している国公立大学の評議会・教授会等の権限をせばめるかたちで外国人教員の権限が論じられることのないよう留意される必要があろう。

- (6) 外国人の国公立大学専任教員任用に関して、定住者と非定住者、在日外国人と新たに招へいする外国人との間に区別を設けることは、法技術的に困難であるばかりでなく、外国人教員・科学者間に差別を生ずるおそれがあるのでは適當ではないと考えられる。
- (7) 外国人を国公立大学の一般の教員に任用することを認める一方、現在すでに実現している外国人客員教授制度をより本格化し、かつ拡充することも、優秀な外国人科学者によって日本の国公立大学の研究・教育体制を強化する意味において必要かつ適切と考えられる。

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

### （附 言）

- (1) 本件に関しては関係方面において早急に検討が行われることが望まれるが、この間とくに国立大学協会・公立大学協会等大学の自主的団体の意見も十分尊重されるべきであると考える。
- (2) 本件については、主として「科学者の地位委員会」において慎重審議したが、また、とくに第2部における法学の専門的立場からの検討をもへたものである。

### 〔資料8〕

#### 東京大学において任用する外国人教員の任期に関する規則 (東京大学)

第一条 東京大学において任用する外国人（日本国籍を有しない者をいう）の教授、助教授又は、講師（以下「教員」という）の任期については、この規則の定めるところによる。

第二条 外国人教員は、任期を定めないで任用することができる。

第三条 外国人教員を、任期を定めて任用する場合には、その任期は、教授会の議に基づき総長が定める。

附則 この規則は昭和58年5月17日から施行する。

### 〔資料9〕

#### 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法

(昭57・9・1法律89号)

関係法令＝法令総覧「行政法」（教育）

### （目的）

**第1条** この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとすることにより、大学等における教育及び研究の進展

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。

### （外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等）

**第2条** 国立又は公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。

2 前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。

3 第1項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。

### （外国人の国立大学共同利用機関等の職員への任用等）

**第3条** 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3及び第3章の4に規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第3項中「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。

### （解釈規定）

**第4条** 第2条第1項及び前条第1項の規定は、国立の大学及び同項に規定する機関において国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第7項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### （暫定措置）

2 第2条第3項中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、「評議会（一個の学部を置く大学又は一個の研究科を置く学校教育法（昭和22年法律第26号）

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

第68条の2の大学にあつては、教授会)の議に基づき学長」とする。

### 註 と 文 献

- 1) 朝日新聞、1982年（昭和57年）1月4日付2面の記事「国公立大学教授、外国人任用道開く法案——文部省が方針」参照。
- 2) 日高六郎・徐龍達編著『大学の国際化と外国人教員』第三文明社、1980年7月。
- 3) 日高・徐共編、前掲書、27ページ。
- 4) 法務省入国管理局編『昭和61年度版 出入国管理——変貌する国際環の境中で——』大蔵省印刷局、昭和62年3月、参照。
- 5) 日高・徐共編、前掲書、4～6ページ、13～14ページ。
- 6) E・W・ワグナー『日本における朝鮮少数民族』58ページ。
- 7) 『大学広報』第84号（1973年6月21日付）。
- 8) 朝日新聞、1973年12月17日付社説。
- 9) 日高・徐共編、前掲書、288ページ、資料参照。
- 10) 東京外国语大学では、1977年に50年ぶりに朝鮮語学科が復活し、設置された。
- 11) 日高・徐共編、前掲書、289ページ参照。
- 12) 戦後に正規の朝鮮（語）学科として設置している大学は、国立では大阪外国语大学（1963年）、東京外国语大学（1977年）、富山大学（1978年）の3大学であり、私立では天理大学（1925）と1987年4月に韓国語学科を新設した神田外国语大学の2大学だけである。  
1925年12月以降、「韓国・朝鮮語の第2外国語への加入」は桃山学院大学で実施をみ、「アジア関係講座の開設」では、78年度から同大学で「韓国・朝鮮文化論」と「韓国・朝鮮史」が開講された。  
その後、第2外国語として設置されている大学に、日本大学の国際関係学部（1979～）があり、大阪府立大学（1982～）大阪経済法科大学（1987～）では第2外国語の必修科目として講座が開設された。因みに、8年前の筑波大学の共同プロジェクトの研究報告書『日本の大学における朝鮮語教育に関する実態調査』（島利雄・金貞淑）によれば、朝鮮語教育の講座のある大学は国公私立の大学を合わせて22大学となっている。
- 13) 日高・徐共編、前掲書、291ページ参照。これは、日本学術会議が政府に対して勧告した「科学者研究基本法」の制定の趣旨、および同会議が作成を準備中の「科学者憲章」（80年4月24日採択）の基本精神に照らして強く要望されたものである。
- 14) 「外国人教員任用法の機能と課題」『桃山学院大学経済経営論集』第26卷第2号、91～95ページ、1984年10月、参照。
- 15) 日高・徐共編、前掲書、43ページ参照。
- 16) 岡崎勝彦「外国人の法的地位に関する一考察——国公立大学教員任用問題に関し

## 大学の国際化と外国人教員（吳）

- て——」名古屋大学『法政論集』第75号（1978年3月）187～188ページ。
- 17) 人事院任用局監修「任免関係法令集」1975年版、241ページ参照。
- 18) 岡崎勝彦「国公立大学外国人教員任用特別措置法（案）の動向と問題点」『ジュリスト』第696号、1979年7月15日、72ページ。
- 19) 日高・徐共編、前掲書、44～45ページ。
- 20) 田中宏「大学は国際化の扉を開きうるか」『世界』1979年4月号参照。
- 21) 徐龍達編『韓国・朝鮮人の現状と将来』社会評論社、1987年4月、82ページ参照。
- 22) 同上書、83ページ参照。
- 23) <表6>は、徐教授が1984年9月1日、関係機関より入手し、筆者に配付されたものである。なお、この表はのち「外国人教員任用法の機能と課題」と題して『桃山学院大学経済経営論集』第26巻第2号として、1984年10月に公表された。<表6>はそれからの引用、抜粋である。
- 24) 徐龍達編、前掲書、83ページ参照。
- 25) 毎年7月1日現在で調査される文部省の資料を徐教授が表にまとめたものである。
- 26) 日高・徐共編、前掲書、100～104ページ参照。
- 27) 各国公立大学長ほか宛、三角哲文部事務次官発信「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の施行について（通知）」（文人審第128号、82年9月13日付）。
- 28) 第96回国会衆議院文教委員会会議第16号（82・7・7）5ページ。
- 29)、30) 同上会議録第18号（82・8・4）4～5ページ。
- 31) 第96回国会参議院文教委員会会議録第15号（82・8・10）7ページ。
- 32) 第96回国会参議院文教委員会会議録第18号（82・8・4）18ページ。
- 33) 前掲『桃山学院大学経済経営論集』第26巻第2号、67～68ページ。
- 34) 『岩波六法全書 昭和60年版』1985年2月16日、693ページより引用抜粋。
- 35) 前掲『桃山学院大学経済経営論集』第26巻第2号、95ページ参照。
- 36) 徐龍達稿「定住外国人教授への道、国公立大学外国人教員任用法の施行によせて」『季刊三千里』第35号、1983年8月参照。
- 37) 前掲『桃山学院大学経済経営論集』第26巻第2号、72～73ページ。